

岡山市入札外部審議委員会の概要

令和3年第3回岡山市入札外部審議委員会(以下「審議委員会」という。)を下記のとおり開催しましたので、その概要についてお知らせいたします。

記

1 開催日

令和3年11月5日(金) 10時00分から11時30分まで

2 開催場所

岡山市水道局 6階 多目的ホール

3 出席委員(敬称略 五十音順)

小野 絵美, 齊藤 政子, 中川 豊隆, 野田 尚紀, 矢吹 香月

4 事務局

(1)岡山市財政局

脇本財政局次長, 水田工事契約担当課長, 中嶋契約課課長補佐(工事契約係長), 大木契約課物品契約係長, 遠藤契約課課長補佐(管理係長), 島契約課指導係長,
山根契約課副主査

(2)岡山市水道局

石井次長, 國富管財課長, 矢野管財課課長代理, 桜井管財課課長補佐(契約係長),
二ノ宮管財課副主査, 笹野管財課主任

5 会議次第

1 岡山市抽出事案について

(1)工事契約

(2)物品契約

2 水道局抽出事案について

(1)物品契約

(2)役務契約

3 その他

6 会議概要

1 「岡山城天守閣等大規模改修他工事」

「岡山城天守閣等大規模改修他に伴う電気設備工事」

委員：今回の落札業者は、天守閣再建工事の施工業者と同じですか。

市当局：そうです。

委員：今回の入札は、以前の再建工事施工業者に限定されるようなことはないですか。

市当局：ありません。そのような制限は設けず、一般競争入札を行いました。

委員：今回のような工事は、応札業者が限定されるのですか。

市当局：他にも参加可能な業者はありますが、今回の工事は、共同企業体対象の工事のため、業者の手持ち工事の状況等、入札のタイミングの問題等の理由で応札者が少ないことが考えられます。

委員：一般競争入札を行って業者の入札価格の差が20万円しかないのは違和感があります。こういうことはよくあることなのでしょうか。

市当局：低入札の対象となる工事は、低入札調査基準価格があり、その下に失格基準を設定しています。基準については公表しているため、応札者は落札するために失格にならないラインを目指して応札してきます。土木工事は、積算基準価格がある程度決まっているため、大体金額が揃ってきます。

委員：評価基準表にある「文化財石垣保存技術協議会における技能会員又は技術・研究会員の有無」については他の項目とは性質が違うように思います。この項目を取り入れた理由を教えてください。

市当局：石垣自体は、今回の工事に直接関係ない部分ではありますが、貴重な文化財であるため、石垣に近い場所の工事については、石垣を傷めないような設計としています。石垣に精通している業者に施工していただければより安心できるという観点で、文化財石垣保存技術協議会の会員であることを加点項目として追加しました。

委員： 天守閣の改修ということから、石垣だけでなく、文化財に関する加点があってもよいと思うのですが、いれなかったのはなぜですか。

市当局： 今回の岡山城の建設工事については石垣が重要と考えました。

工事を発注する際は、施工担当課との協議により評価項目を定め、さらに学識経験者に意見聴取し、適切な評価項目となっているか、項目に不足等はないかの確認をした上で決定しています。

ご指摘の内容は貴重な意見として今後の参考とさせていただきたいと思います。

委員： 改修工事の工期が、令和4年7月から9月にJRグループ6社と地元自治体、観光事業者等が一体となって全国から誘客を図る大型観光キャンペーンと重なっており、その際に岡山城には入れない状況です。キャンペーン後まで工事を遅らせて古い状態でもいから岡山城に入れるようにするのが一般市民の感覚です。このようなことを考慮していただきたい。

市当局： 観光キャンペーン中であっても、岡山の観光は後樂園と岡山城だけではないといったPRを担当局で考慮した結果、この時期でもよいと判断したと考えられます。ご指摘については、ごもっともだと思います。

2 「多重無線ネットワーク更新に係る器機等一式」

委員： 許容価格と入札価格の差が大きいです。何か理由がありますか。

市当局： 許容価格の設定について消防局に確認したところ、無線ネットワークは専門的な技術を要するものになるため、許容価格を決めるためにコンサルを利用して決めています。また、落札した業者は多重無線の製造業者であり、参入意欲と企業努力により入札価格が低くなったのではないかと考えられています。

一部の業者が有利にならないように一般的な機材を用いる仕様としているため、許容価格が高めになっていると思われる。

今回の応札業者は、消防等の無線を手広くしていて、他の自治体でも応札する等、自治体によって詳細な仕様の違いはありますが、機器としては同様のものであると思われるため、ノウハウの蓄積もあると考えられます。

委員： 応札した業者にも入札価格に差があるのはなぜでしょうか。

市当局：消防局に確認したところ、コンサルを利用することによって、特定のメーカーに限定されない仕様となったことと、既設の設備との連携に関しても、別契約としたため、既存の設備がどのメーカーであっても対応可能となり、競争性が発揮されたのではないかとのことです。

委員：今回のように許容価格と入札価格の差が大きい場合、許容価格が正しい価格であったかの検証をするのでしょうか。

市当局：次回更新時には、今回の実績を踏まえた検証は必ず行われます。予算要求においても実績に対して計上された予算額を本当に確保しなければならないのかという議論にもなるので、実績を踏まえた検証が必ず行われると思います。

3 「ガスクロマトグラフ質量分析計」

委員：仕様書によると、納入後10年間は機能を維持できるよう部品を供給する等、条件が厳しく、受注者にとって負担が大きいのではないのでしょうか。

市当局：水質試験は検査計画に基づいて行う必要がありますが、検査日が決まっている項目と、緊急的に行う場合があります。また、一度検査にかけると時間がかかる項目もあるなど、検査機器に何かあった場合にすぐに対応していただかなければ業務に支障をきたすこととなります。そのための仕様となっています。

4 「水道料金等コンビニエンスストア・モバイル決済収納事務(単価契約)」

委員：前回と同じ業者が落札していますが、仕様も前回と同様ですか。モバイル決済業者が2社に限られていますが、他に扱えるところはないのでしょうか。

市当局：今回は、入札参加資格の登録区分で「コンビニ収納代行業務」の希望者であるという要件を設定したのと、業務内容に収納手段としてモバイル決済を追加しました。

モバイル決済業者を2社としたことは、モバイル決済業者数を拡大することで、応札可能な業者が限定され、競争性が損なわれる恐れがあったことと、入札実施時に応札可能な業者が対応できるモバイル決済がPayPayとLINEPayで、それ以外は難しい状況であったことです。今後については、モバイル決済手段も増

加傾向にあり、課題であると認識はしています。

委員：今回の契約期間中にモバイル決済業者を追加することはできるのでしょうか。

市当局：他のモバイル決済業者を追加しても、次の入札時に応札可能業者が減少しない状況であれば、検討すると思います。

委員：令和2年にモバイル決済を加えた際、単価の変更はしなかったのですか。

市当局：コンビニ収納と収納方法が同じであり、コンビニが一つ追加した場合と同じ取扱いで追加が可能であったため、モバイル決済を追加しています。収納方法が同じなので、単価の変更もないということです。

委員：コンビニ決済とモバイル決済で単価が違う業者はないのでしょうか。
業者側の決済業者毎の手数料が違った場合、分けて契約することは可能なのでしょうか。

市当局：今後モバイル決済の件数が増加し、コンビニ決済の件数が減少して、業者側が今の契約内容では厳しいという状況になれば、違う方法も検討しなければならないと思います。

委員：仕様書にある取扱い予定件数について、期間が長期に及んでいるが、こういった基準で見積られているのでしょうか。

市当局：期間は長期継続契約期間である5年間としています。件数については、コンビニ収納もモバイル決済も件数が増えてきているので、直近の実績に伸び率を考慮した数字としています。あくまでも予定件数であり、これぐらいの件数を想定した条件としています。

また、予定件数分が必ず支払われるものではなく、発生した件数分について支払います。

(終了)